

練馬区立春日町図書館展示コーナー利用要綱

平成8年7月16日

練教光図発第110号

(趣旨)

第1条 この要綱は、練馬区立図書館条例施行規則（平成5年3月練馬区教育委員会規則第6号）第10条第2項に基づき、展示コーナーの利用について必要な事項を定める。

(利用対象)

第2条 展示コーナーは、区民が文化活動の発表の場として利用できるものとする。

(利用時間および日数等)

第3条 展示コーナーの利用は、練馬区立図書館条例（平成5年3月練馬区条例第42号。以下「条例」という。）第4条に規定する休館日（以下「休館日」という。）を除く日の午前9時から午後9時までの1日を単位とする。また、連続して利用できる日数は、1回あたり6日以内とする。

2 前項の利用日数については、休館日を含まないものとする。

3 第1項における利用については、同一団体が同一年度内に利用できる回数は、4回以内とする。

4 第1項および第3項の規定にかかわらず、練馬区教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、利用日数等を変更することができる。

(利用手続)

第4条 展示コーナーを利用しようとする者は、練馬区立春日町図書館展示コーナー利用申込書（第1号様式）を利用予定日（複数の日数を申し込む場合は、その初日）の3月前の月の初日から利用予定日の前日までの間に委員会に提出し、利用の承認を受けなければならない。

2 前項において、利用予定日の3月前の月の初日が休館日に当たるときは、その直後の開館日を当該期間の初日とし、利用日の前日が休館日に当たるときは、その直前の開館日を当該期間の最終日とする。

3 第1項の規定による申込書の提出時間は、条例第5条第1項に規定する開館時間とする。

4 委員会は、展示コーナーの利用を承認したときは、練馬区立春日町図書館展示コーナー利用承認書（第2号様式）を交付する。

5 次の各号の一に該当するときは、委員会は、前項の利用の承認をしない。

(1) 公の秩序または善良の風俗を害する恐れがあると認められるとき。

(2) 営利を目的とするおそれがあると認められるとき。

(3) 図書館の管理運営上支障があると認められるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が利用を不相当と認めるとき。

(使用料)

第5条 展示コーナーの使用料は、無料とする。

(利用権の譲渡の禁止)

第6条 利用者は、利用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(利用承認の取消し)

第7条 委員会は、つぎの各号の一に該当するときは、利用の承認を取り消し、または利用を停止することができる。

- (1) 利用の目的または利用条件に違反したとき。
- (2) この要綱または委員会の指示に違反したとき。
- (3) 災害その他の事情により施設の利用ができないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要があると認めるとき。

2 委員会は、展示コーナーの利用の承認を取り消したときは、練馬区立春日町図書館展示コーナー利用承認取消通知書(第3号様式)により利用者に通知する。

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、施設の利用が終了したとき、または利用承認を取り消されたときは、直ちにその利用場所を原状に復して返さなければならない。

(損害賠償の義務)

第9条 条例第7条第1項の規定に基づき、利用者は、施設等に損害を与えた場合は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会は、止むを得ない理由があると認めるときは、その額を減額または免除することができる。

(指定管理者に関する読替え)

第10条 条例第8条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が業務を行う場合についての第4条第1項、同条第2項、同条第3項、第7条第1項および同条第2項の規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、光が丘図書館長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成8年8月28日から施行する。

付 則(平成21年10月16日21練教光図第1121号)

この要綱は、平成21年10月20日から適用する。

付 則(平成23年7月29日23練教光図第852号)

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

付 則(平成27年2月27日26練教光図第2417号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成31年2月25日30練教光図第2124号)

1 この要綱は、平成31年2月25日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区立春日町図書館展示コーナー利用要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。